

8.4 センチメートル

写 真 添 付 面

18
センチメートル

第 号

所属 氏名
生年月日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条の規定による

立 入 検 査 証

年 月 日 発 行

有 効 期 間

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 (印)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律抜すい
第 83 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、
その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の
製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工
場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その
業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査さ
せ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に
限り液化石油ガスを収去させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その
職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務
の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者
に質問させることができる。

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項
の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等の製造、輸
入又は販売の事業を行う者に係るものに限る。）又は第 5 項の規定
による立入検査又は質問を行わせることができる。

12 第 9 項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を
示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 第 1 項から第 7 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために
認められたものと解釈してはならない。

第 100 条 次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処す
る。

十三 第 83 条第 1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨
げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁
をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液化石油ガス器具等の
製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十四 第 83 条第 5 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しく
は虚偽の答弁をした者